

平成30年度における随意契約の見直し状況のフォローアップについて

令和2年3月

国立大学法人群馬大学

1. 随意契約見直し計画の概要

随意契約見直し計画については、国立大学法人群馬大学の契約は競争入札が原則であり、随意契約は例外との原点に立ち帰り、平成18年度に締結した随意契約について点検・見直しを行い、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、速やかに一般競争入札等による契約に移行することとしたものである。

2. フォローアップの結果

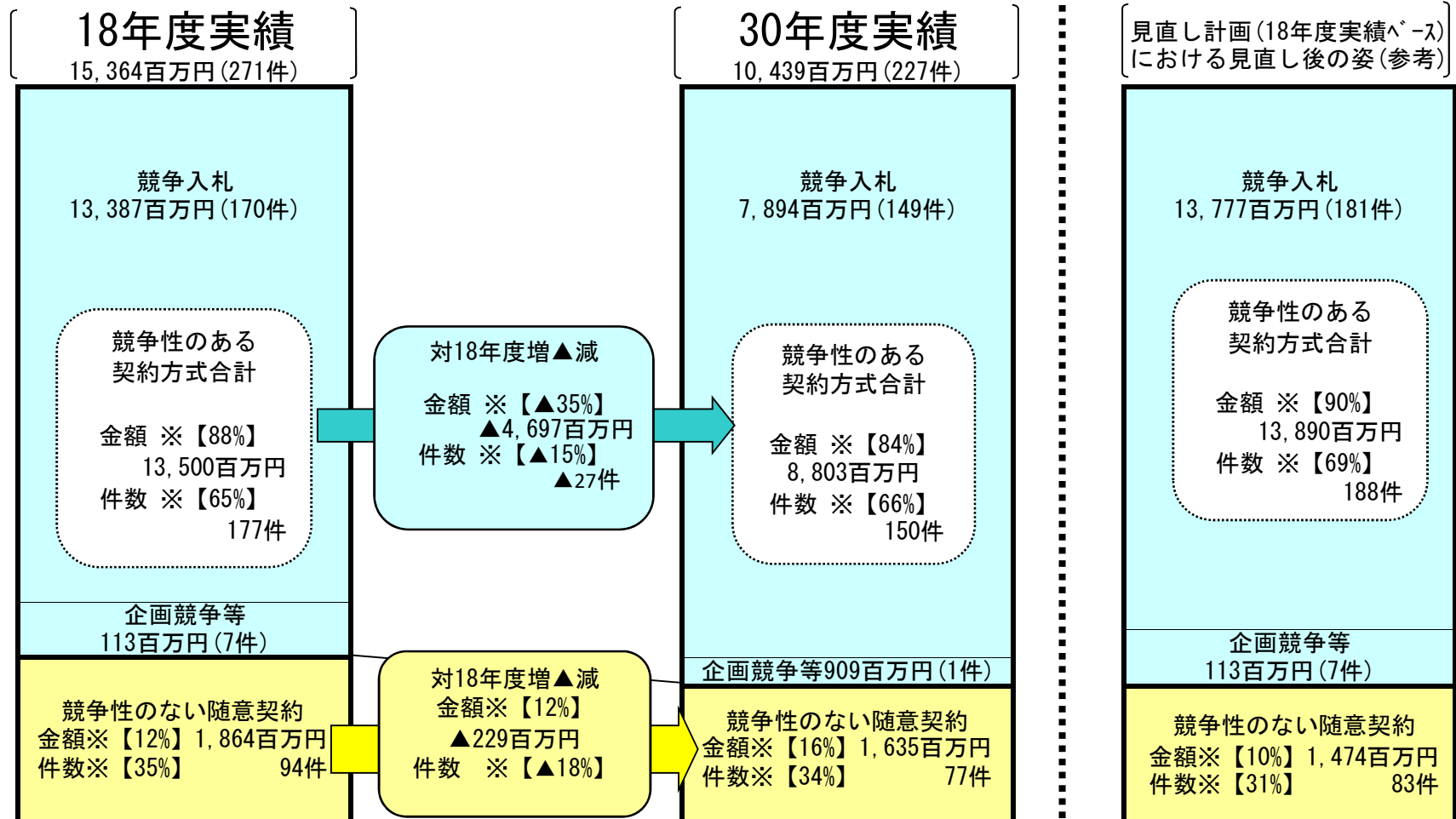
平成30年度実績は平成18年度実績に比較して、

- ① 競争性のある契約方式においては、金額で約4,697百万円減少、件数は27件の減少
- ② 競争性のない随意契約においては、金額で約229百万円の減少、件数は17件の減少

している。

① 国立大学法人群馬大学における平成29年度の競争性のある契約方式の状況

○ 30年度実績においては、18年度実績に比較して「競争性のある契約方式」の契約全体に占める割合が、金額ベースでは35ポイント減少し、件数ベースでは15ポイント減少している。



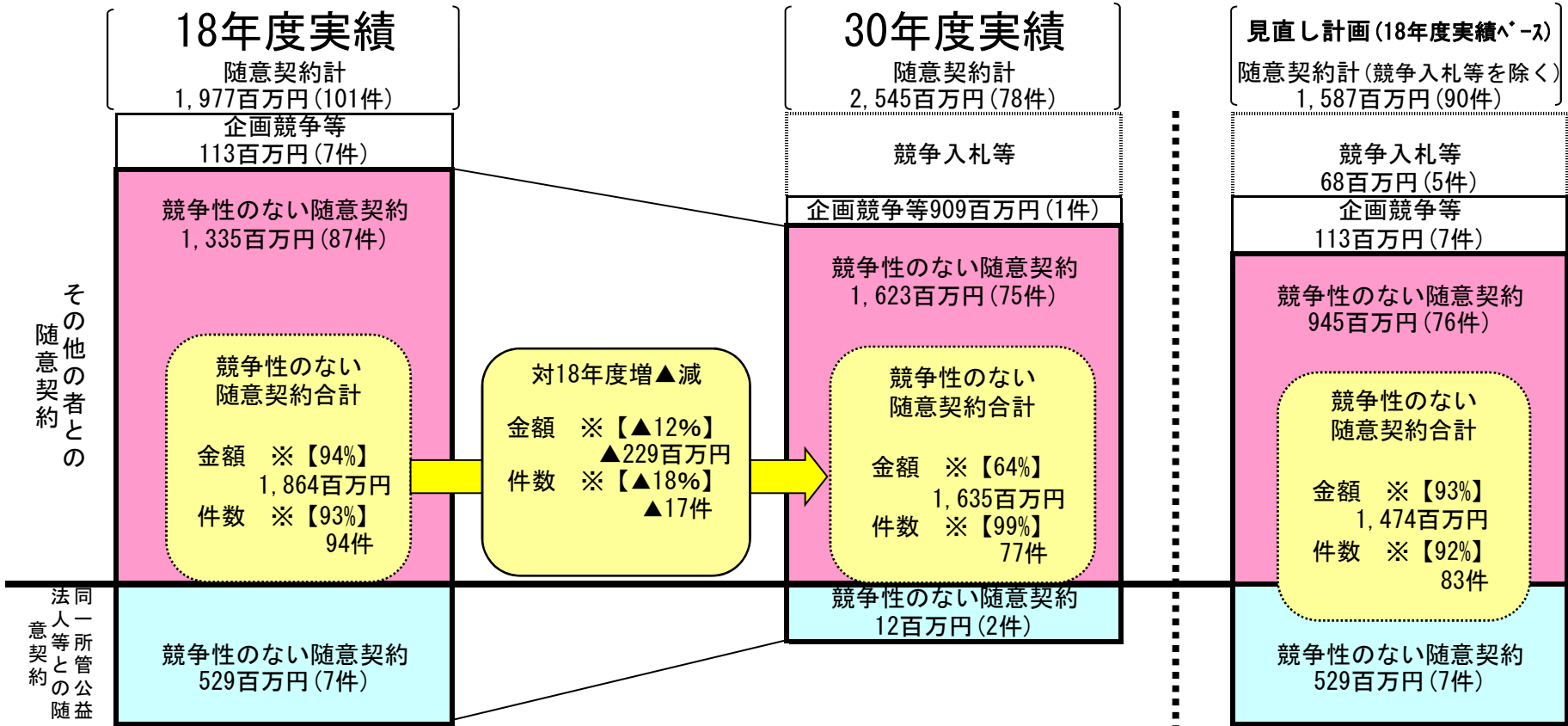
(注1) 図中の「企画競争等」は不落・不調随契、企画競争及び公募を実施したものである。

(注2) 図中の※【 】書は、当該年度における「競争性のある契約方式」又は「競争性のない随意契約」の契約全体に占める割合である。

(注3) 平成30年度実績における競争性のない随意契約は主に光熱水料、医療用血液・R I薬品等である。

② 国立大学法人群馬大学における平成30年度の随意契約の状況

○ 30年度における随意契約をその他のもの又は同一所管公益法人等と締結したものに区分し、18年度実績と比較すると、「競争性のない随意契約」については、前者が約288百万円の増（12件の減）、後者が約517百万円の減（5件の減）となっている。



(注1) 同一所管公益法人等とは、国立大学法人群馬大学の主務省と同一の所管に属する公益法人、独立行政法人、再就職者のいる民間法人等である。その他の者とは、同一所管公益法人等以外の者である。

(注2) 図中の「企画競争等」は不落・不調随契、企画競争及び公募を実施したものである。

(注3) 図中の※【 】書は、当該年度における「競争性のない随意契約」の随意契約全体に占める割合である。